

件名	愛媛県結核診査協議会条例の一部を改正する条例
主管課	健康増進課
根拠法令等	結核予防法の一部を改正する法律(16年6月23日公布 17年4月1日施行)

【改正の概要】

結核予防法の一部改正により、同法に定められていた結核診査協議会の組織及び運営に関する事項が条例事項とされたことにより、これらの事項を新たに規定する。

〔新たに追加する主な規定事項〕

組織	委員5人
委員	・非常勤 ・構成 結核の予防又は結核患者の医療に関する事業に従事する者 3人 医療以外の学識経験を有する者 2人
任期	2年。再任可
会議	定例会は月2回開催。ただし、審議案件がないときは開催しないことができることとした。
定足数	の医療関係事業従事者が2名以上、かつ、の学識経験者が1名以上の出席が必要
委員長	・協議会に委員長を置く。 ・委員の互選 ・協議会を代表し、会務を総理

中央保健所の名称変更による規定整備

(庶務)「松山中央保健所」 「松山保健所」

施行日	平成17年4月1日施行
-----	-------------

【その他参考事項】

結核診査協議会の審議事項

- ・法28条の規定による従業禁止命令及び法29条の規定による患者に対する入所命令
(15年度審査数 107件)
- ・法34条の規定による指定医療機関で医療を受ける際の公費負担の申請
(15年度審査数 440件)